

三原市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月

三原市

はじめに

令和2年に確認された新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、市民生活や地域経済にかつてない影響をもたらし、感染症危機への備えの重要性を改めて浮き彫りにしました。本市においても、医療体制の確保、長期化する対策への対応、誤情報の拡散や偏見・差別への懸念など、数多くの課題が明らかとなりました。このたびの三原市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定は、こうした新型コロナウイルス対応の教訓を踏まえ、政府行動計画及び広島県行動計画と整合を図りつつ、あらゆる感染症危機に強い地域社会を構築することを目的とするものです。

感染症は、いつ、どこで発生し、どのように拡大するかを正確に予測することが困難です。だからこそ、平時から訓練・研修、情報共有、人材育成を重ね、行政・医療機関・事業者・市民が同じ認識のもと行動できる体制を整えておくことが不可欠です。

本市では、発生段階を3期に整理し、7つの対策項目を中心に、感染拡大防止と社会経済活動の両立、そして市民生活の安定を守るための施策を体系的に示しました。さらに、本計画では、科学的知見に基づく情報発信、リスクコミュニケーションの強化、偏見・差別の防止に重点を置き、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりをめざします。感染症危機時は市民一人ひとりが当事者となることから、平時・有事を通じて本計画を活用し、迅速かつ的確な対応につなげていきます。

本市は、本計画に基づき、将来発生し得る感染症危機に備え、万全の体制を構築するとともに、市民の生命・健康を守り抜くため、柔軟で実効性の高い施策を着実に進めていきます。

目 次

第1部 市行動計画について	1
第1章 市行動計画改定の趣旨.....	1
第2章 感染症危機を取り巻く状況.....	2
第3章 市行動計画の位置付けと対象となる感染症.....	3
第4章 本市の感染症危機管理体制.....	4
第5章 基本理念.....	4
第6章 めざす姿.....	4
第7章 市行動計画改定の基本.....	5
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	8
第1章 基本的な方針.....	8
第2章 対策の考え方.....	9
第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....	13
第4章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	15
第5章 施策体系.....	19
第6章 市行動計画の実効性を確保するための取組等.....	21
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	22
第1章 実施体制.....	22
第1節 準備期.....	22
第2節 初動期.....	24
第3節 対応期.....	25
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	27
第1節 準備期.....	27
第2節 初動期.....	29
第3節 対応期.....	31
第3章 まん延防止.....	34
第1節 準備期.....	34
第2節 初動期.....	35
第3節 対応期.....	36
第4章 ワクチン.....	42
第1節 準備期.....	42
第2節 初動期.....	44
第3節 対応期.....	45
第5章 保健.....	47
第1節 準備期.....	47
第2節 初動期.....	48
第3節 対応期.....	49
第6章 物資.....	50
第1節 準備期 及び 第2節 初動期.....	50
第3節 対応期.....	51

第7章 市民生活・市民経済.....	52
第1節 準備期.....	52
第2節 初動期.....	54
第3節 対応期.....	55
用語集.....	57
(資料) 三原市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の過程.....	63

第1部 市行動計画について

第1章 市行動計画改定の趣旨

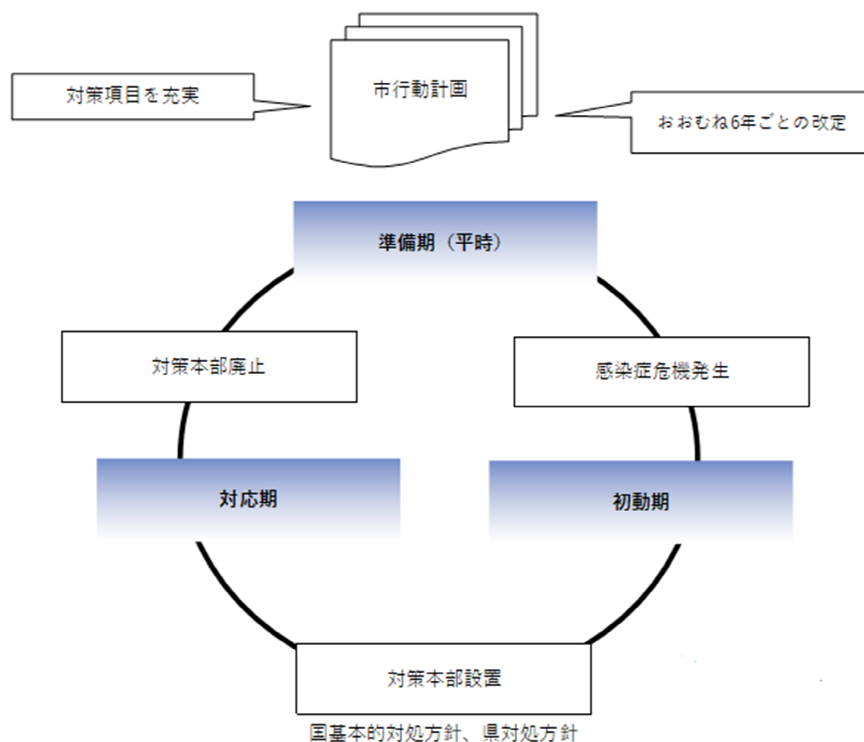
現行の三原市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等の発生など感染症危機に際して迅速に対処するため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24（2012）年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、平成26（2014）年に策定しました。

市行動計画に定める様々な選択肢は、感染症危機に際し、国が策定する基本的対処方針及び広島県が策定する対処方針をもとにして、本市の方針を決定し対応していく基準となります。また、対策本部の廃止後は、次の有事でより万全に対応できるよう、市行動計画を見直すこととされています。

今般、令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対応で明らかとなった課題等を踏まえ、令和6（2024）年に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び令和7年（2025年）に改定された広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を基本として、市行動計画を改定します。

なお、改定後の計画は、6年ごとに見直しの検討を行うなど、実効性を確保することとします。

〈市行動計画の役割〉



第2章 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。

さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2（2020）年以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。

引き続き、世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。

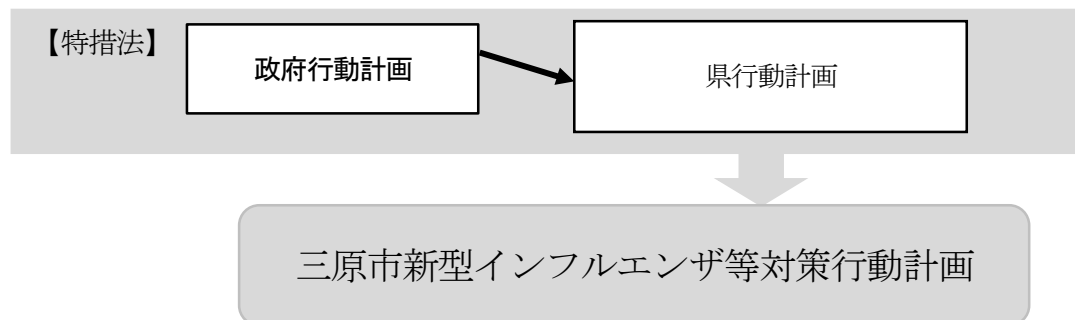
こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要です。

第3章 市行動計画の位置付けと対象となる感染症

市行動計画は、特措法に基づき策定するものです。

国及び県行動計画と整合を図りつつ、感染症危機において適切な対応を行うための選択肢を示します。

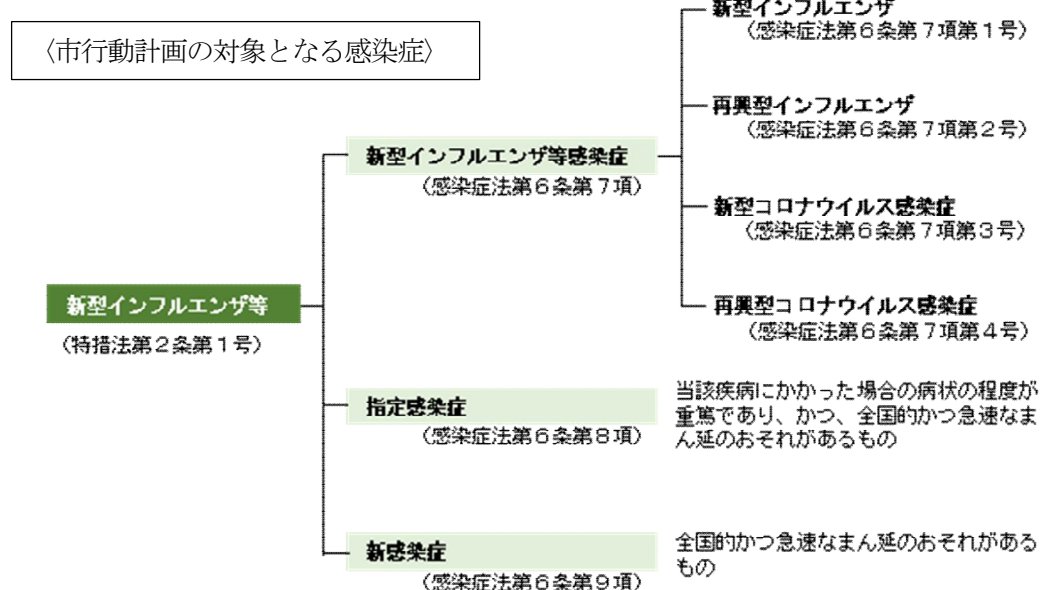
〈市行動計画の位置付け〉



特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されます。さらに、未知の新感染症についても、その感染性の強さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、次のとおりです。



第4章 本市の感染症危機管理体制

新型インフルエンザ等発生時には、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る有事の取組を進めることとし、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令した場合は、直ちに三原市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、全庁体制に移行します。

〈市対策本部の構成〉

本部長	市長
副本部長	保健福祉部担当副市長
本部員	三原市感染症対策本部設置要綱第3条に掲げる職にある者

第5章 基本理念

国及び県の方針を踏まえ、

新型インフルエンザ等が発生しても、
全ての市民が安心して暮らすことができる社会の実現

を、基本理念とします。

第6章 めざす姿

新型コロナ対応では、感染症の危機が、人々の生命や健康だけでなく、市民生活や社会経済活動にも大きな影響をもたらしました。また、対応に際しては、全ての市民や関係者が当事者として向き合い、社会全体で取り組む必要があることが浮き彫りとなりました。

次なる感染症危機は、将来必ず到来するとされています。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、感染症拡大防止と社会経済生活のバランスを踏まえる必要があるため、次の3点をめざす姿とします。

- ◎ 新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制作りが充実している。
- ◎ 感染症危機に当たっては、市民の理解・協力を得て、感染症拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、市民生活及び社会経済活動への影響が軽減されている。
- ◎ 感染症危機に際しても、偏見・差別等の防止に対する周知啓発を行い、市民と行政が一体となって取組を推進することで、市民が安心して生活することができる。

第7章 市行動計画改定の基本

市行動計画の改定は、政府行動計画や県行動計画の改定を基本として行っています。

(1) 政府行動計画の改定

国は、新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえて、令和6（2024）年7月に政府行動計画を改定しました。

〈政府行動計画改定のポイント〉

1 平時の準備の充実
● 「訓練でできないことは、実際もできない」 国や地方公共団体等の関係機関において、平時から実効性のある訓練を定期的実施し、不断に点検・改善 ● 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10（1998）年法律第114号。以下「感染症法」という。）等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。感染症発生時の医療・検査の体制立上げを迅速に行う体制を確保 ● 国と地方公共団体等、国立健康危機管理研究所（以下「JIHS」という。）と地方衛生研究所等との間の連携体制やネットワークの構築
2 対策項目の拡充と横断的視点の設定
● 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載 ● 6項目だった対策項目を13項目に拡充、内容を精緻化 ● 特に水際対策や検査、ワクチン等の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理 ● 5つの横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化 ※人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携
3 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え
● 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症を念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理 ● 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え ※検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等
4 DXの推進
● 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備 ● 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

5 実効性確保のための取組
● 政府行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を毎年度フォローアップ※ ※特に検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等は見える化 ● 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、おおむね6年ごとに改定

(2) 県行動計画の改定

県は、政府行動計画の内容を基本とし、更に新型コロナ対応の振り返りも踏まえて、県行動計画を令和7（2025）年3月に改定しました。

〈県の新型コロナ対応の振り返りに基づき、県行動計画への反映する内容〉

新型コロナ対応での課題	解決策の仮説
感染症に対する県民の理解や正しい知識の普及につながる情報発信、流行状況等の情報共有の工夫が不十分	・保健所設置市等と連携した情報分析センターによる一元的な情報収集・分析・提供 ・対策の意図が報道されるようメディアミーティングを実施 ・専門家の意見を踏まえたデータに基づく情報発信 ・平時から患者発生時の公表項目を明確化 ・実例数の少ない時期には、国収集の情報により感染リスクが高い場면을啓発
検査体制や医療提供体制について、感染の急拡大に即応するための平時の準備が不十分	・平時から協定により、病床、外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣、検査能力、宿泊療養施設を確保 ・高齢者施設における連携医療機関等の確保
感染者が急増した際の情報収集・分析においてデジタル化が進んでいない状況により、保健所等の業務負担が増大	・疫学調査のデジタル化の推進、外部委託、市町と連携した自宅療養者支援により保健所業務を効率化 ・平時に役割分担を整理し、有事に人員を柔軟に集約

(3) 市行動計画改定のポイント

政府行動計画及び県行動計画に基づき、市行動計画を改定します。

ア 平時の準備の充実

県が実施する訓練や研修に参加し、有事に備えた体制を平時から構築します。

イ 状況変化への対応

新型インフルエンザだけでなく、様々な感染症に対応できるよう、感染の波の繰り返しや対策の長期化も想定し、状況変化に応じて柔軟に対策の切替えを行います。

ウ 的確な情報発信の実施

正確な情報を迅速に分かりやすく市民に届けるとともに、偏見や差別の防止、偽・誤情報への対応を行い、市民の理解と協力を得ながら、双方向のコミュニケーションを図ります。

エ 発生段階を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載

感染症危機への対応を、平時の準備期、発生直後の初動期、本格的な対応期の3期に分けて整理し、それぞれの段階で必要な対策を明確にし、迅速かつ的確な対応を可能にします。

オ 対策項目の新設、拡充

対策項目を7項目（実施体制、情報提供・共有、リスクコミュニケーション、まん延防止、ワクチン【新】、保健【新】、物資【新】、住民の生活及び地域経済の安定の確保）に拡充します。

カ 横断的視点の設置

3つの横断的視点（人材育成、県・国・その他市町（以下、「県等」と言う。）との連携、DXの推進）により各対策項目の取組を強化します。

キ 計画の見直し

おおむね6年ごとに計画の見直しを行い、感染症法等の計画の見直し状況や新たな知見を踏まえて計画を改定することで、常に実効性のある計画を維持します。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 基本的な方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難で、その発生自体を阻止することは不可能です。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や 市民生活・経済活動にも大きな影響を与えかねません。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏った場合は、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を基本的な戦略として対策を講じていく必要があります。

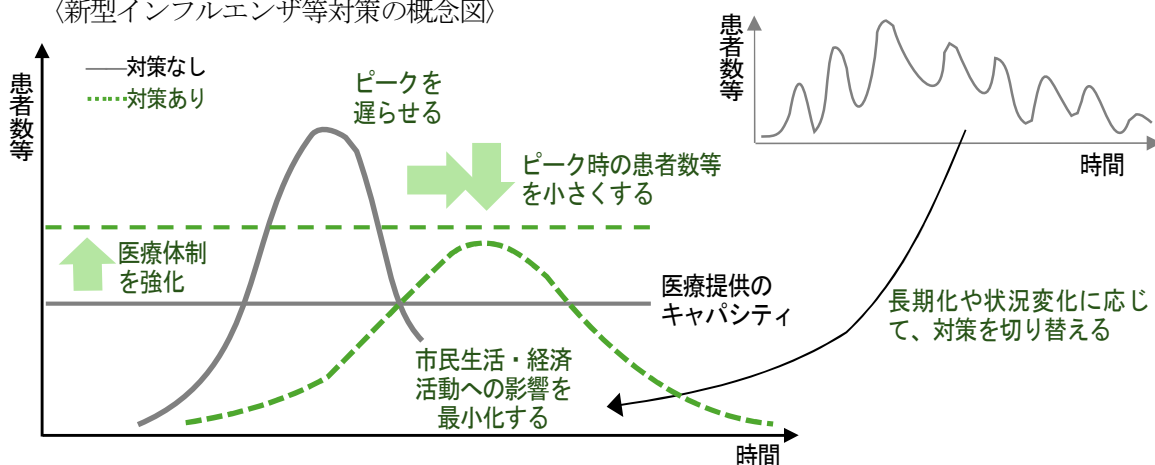
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、県による医療提供体制の整備や国主導によるワクチン製造等のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数等を可能な限り少なくし、医療提供体制への負荷を軽減します。
- ・県が行う医療提供体制の整備に協力し、適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減します。
- ・市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保します。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努めます。

〈新型インフルエンザ等対策の概念図〉



第2章 対策の考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。

過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

このため、市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするものではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性も想定しています。また、病原体の変異による病原性や感染性の変化、それに伴う感染拡大の反復や対策の長期化といった状況も考慮した上で、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものとします。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の各対策項目について、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とします。また、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示します。

その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、第3部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で、具体的な対策内容を記載しています。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。

〈新型インフルエンザ対策の基本的な考え方〉

準備期	平時	発生前段階 	有事の対策を迅速・的確に行うための、関係機関との連携体制の構築、関係者や市民への普及啓発を図る。
初動期		感染症危機を探知（国が初動対処方針決定）して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が策定されるまでの間 	- 直ちに有事の体制（初動対応）に切り替える。 - 感染拡大のスピードをできる限り抑え、医療提供体制の整備のための時間を確保する。
対応期	有事	封じ込めを念頭に対応する時期 	感染拡大のスピードをできる限り抑え、流行の早期収束をめざす。
		病原体の性状等に応じて対応する時期 	病原性を踏まえた国のリスク評価に基づき講じられる感染拡大防止措置に協力する。
		ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期 	対応力の向上を踏まえ、県と連携し、市民生活へ影響を与える対策について、軽減を含めた対応を行う。
		特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	ワクチン等による免疫獲得が進むこと等を踏まえ、基本的な感染症対策に移行する。

(1) 準備期(平時)のシナリオの考え方

感染症危機への対応には、平時から体制づくりを周到に行い、有事の基盤とすることが重要です。このため、次のアからオまでの取組により平時の備えの充実を進めます。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有します。

イ 迅速な初動の体制整備

未知の感染症や国内初の新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。

ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうよう、周知啓発に努め、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、訓練等を通じて平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

エ リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるようリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進めます。

オ 県等との連携円滑化等のためのDX推進や人材育成等

負担軽減や県との連携を円滑に行うための「DX推進」のほか、「人材育成」、「県等との連携」等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進めます。

(2) 初動期【有事】のシナリオの考え方

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を国が探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間は、国より感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにされることを踏まえつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、直ちに初動対応の体制（市対策本部）に切り替え、対応します。

(3) 対応期【有事】のシナリオの考え方

対応期については、更に4期に区分します。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、JIHSから得られる情報等も考慮しつつ、まずは病原性や感染性が高い場合のリスクを想定し、病原性に応じて国及び県の方針に基づき実施される不要不急の外出要請や、施設の使用制限及びその縮小や中止を図る等の見直しに協力します。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、次のイからエまでに区分します。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、病原体の性状などの知見を踏まえた国・県のリスク評価に基づき対応します。感染拡大のスピードや潜伏期間を考慮し、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波を抑制するため、国及び県の方針に基づき実施される感染防止対策措置の検討に協調します。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及により、新型インフルエンザ等の対応力は高まるため、国・県による科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替えます。（ただし、病原体の変異によっては、対策を強化する必要が生じる可能性も考慮）

ただし、ワクチン及び治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに対応期（特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）を迎えることも想定されます。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに
より特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

準備期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定めます。

第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画又は業務継続計画に基づき、県等と相互に連携協力し、次の点に留意しながら新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施します。

(1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。

このため、県等と連携し、次のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を行います。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替えへの対応

県による感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を踏まえて行われる対策の切替えに対応します。

イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

医療提供体制で対応レベルを超える可能性がある場合等には、県等が実施する感染拡大防止措置等に協力します。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替えへの対応

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的に切り替えます。

エ 対策項目ごとの時期区分

国及び県が示す個々の対策の切替えのタイミングを踏まえ、適切な時期に対策の切替えを行います。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要です。

このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、教育現場をはじめ、様々な場面を活用して普及し、子どもを含め、あらゆる年代の市民が理解を深められるよう分かりやすい情報提供・共有を行います。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重します。特措法による要請や行動制限等の実施により、市民の自由や権利に制限を加える場合には、対策を実施するために必要最小限の範囲とします。

また、法令に基づいて実施することを前提とし、リスクコミュニケーションの観点から、

市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等、偏見及び差別は、これらの方々への人権を侵害するものであり、あってはならない行為です。こうした行為は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組みます。

(3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生した場合であっても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であるかどうかにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がない場合もあります。このことから、個々の状況に応じて判断する必要があり、常にこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部等と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。また、必要に応じて市対策本部から県対策本部に要請を行います。

併せて、県対策本部から総合調整を行うよう要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要に応じて速やかに所要の総合調整を行います。

(5) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等で必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

(6) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進めます。避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じて、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

(7) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

第4章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、国は、WHO等の国際機関や諸外国等との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施します。併せて、定期的な訓練等により点検及び改善に努めます。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、国民及び事業者等の理解や協力を得るため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

ア 広島県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關する確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来医療機関（発熱外来等）、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制の整備や、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を

移行し、感染症対策を実行します。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される広島県感染症対策連携協議会等を通じ、広島県感染症予防計画等について協議を行うことが重要です。また、同予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図ります。

イ 三原市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であることから、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。

また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行します。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図ります。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や个人防护具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び広島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来等、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等

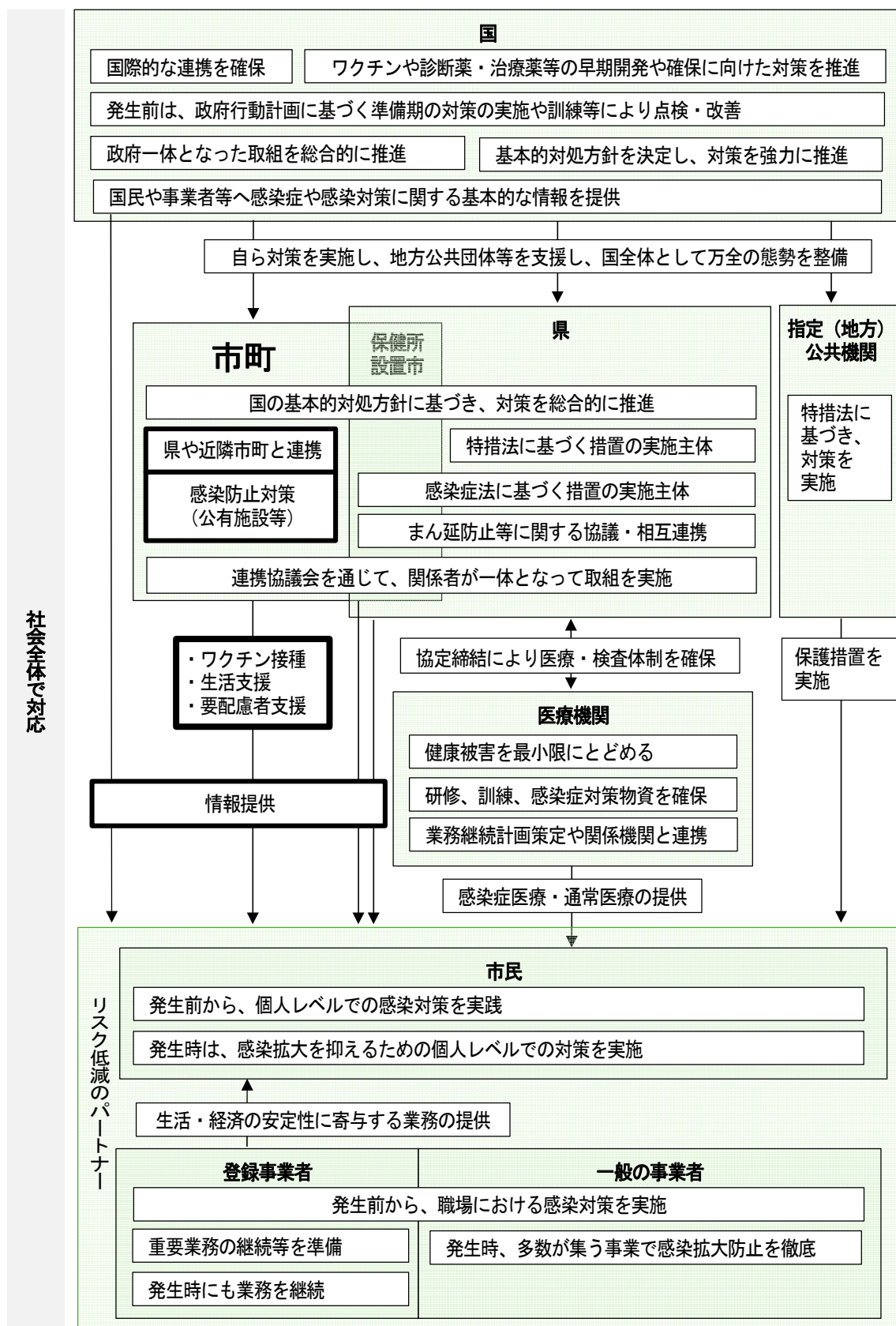
の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の人が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、換気やマスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるといった基本的な感染対策等を実践し、個人レベルで感染予防に努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の対策に関する情報を把握し、感染拡大を抑えるため、個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

〈新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担〉



第5章 施策体系

(1) 7つの対策項目と発生段階

市行動計画の主たる目的は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」と、「市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小とすること」の2つです。

これらの目的を達成するための戦略を実現するための具体的な対策を定めます。

また、対策の切替えのタイミングを明確にし、市や関係機関が取り組みやすいものとするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、次の7項目を市行動計画の主な対策項目とします。

さらに、対策項目ごとに、発生段階（準備期、初動期、対応期）に応じた取組を示します。

〈対策項目と各項目の内容〉

対策項目	各項目の内容	横断的視点
①実施体制	新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から体制を整備し、発生時には迅速に対策本部を設置し、関係機関と連携し、必要な対応を行う。	人材育成・DXの推進・県等との連携
②情報提供・共有 リスクコミュニケーション	市民に対して正確な情報を迅速に提供し、双方向のコミュニケーションを通じて市民が適切に判断し、行動できるようにする。	
③まん延防止	医療提供体制の対応可能範囲に、治療を要する患者数を抑え、また、感染拡大やピークを抑制するため、基本的な感染対策の普及を図るとともに、県が実施するまん延防止対策に協力する。	
④ワクチン	個人の感染・発症・重症化を防ぎ、医療提供体制が対応可能な範囲に収めるため、市民への予防接種（特定接種及び住民接種）を実施する。	
⑤保健	保健所業務への協力として保健師を派遣し、県や保健所と連携して感染症対応業務や生活支援を実施し、市民の生命・健康を守る。	
⑥物資	感染症対策物資等の不足による市の所掌事務又は業務等の滞りを防ぐため、感染症対策に必要な物資（マスク、消毒液、個人防護具等）を備蓄し、随時点検する。	
⑦市民生活・市民経済の安定の確保	市民生活の安定確保（生活支援、教育の継続、物価の安定、火葬対応等）と社会経済活動の安定確保（事業者支援等）により、市民生活・社会経済活動への影響を抑える。	

(2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、アからウまでの視点を複数の対策項目に共通して考慮すべき事項として設定します。

ア 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立つて感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠です。

このほか、リスクコミュニケーションを含む感染症対応業務に関する研修や訓練の実施、保健所等の感染症対策への平時からの関与、新型インフルエンザ等の全庁対応体制の構築に向けた研修や訓練等の取組、危機管理部門との連携や連動等が求められます。

さらに、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有し、幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要です。

イ 県等との連携

新型インフルエンザ等への対応に当たっては、国、県、市の役割分担が極めて重要です。

国は基本的な方針を定め、県は感染症法及び特措法等に基づく措置の実施主体として、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策を、地域の実情に応じて実施します。

市は、住民に最も身近な行政機関として、予防接種や生活支援等の役割が期待されます。新型インフルエンザ等への備えを万全にするためには、国及び県との連携体制を平時から整備しておくことが不可欠です。さらに、新型インフルエンザ等は、市や県の境界を越えた人の移動により感染が拡大する可能性があることから、発生時には、他市や他県、保健所間の広域的な連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から準備を行うことが重要です。

新型インフルエンザ等発生の初期段階から迅速な対応を可能とするため、県と連携体制を構築することに努めます。さらに、発生時には、国及び県から提供される情報も活用しながら、市民、事業者、関係機関等に対し、適切な情報提供・共有を行います。

ウ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等に係る感染症危機管理の対応能力を向上させるため、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠です。

市は、国による接種対象者の特定や接種記録の管理など、予防接種事務のデジタル化及び標準化に向けた取組に協調していきます。

また、これらの取組を進めるに当たっては、視覚や聴覚に障害のある人をはじめ、全ての市民に対して、適時かつ適切な情報提供・共有を行うことが重要です。

第6章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要です。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施します。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要です。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものです。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要です。

新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、研修や啓発活動等の取組を通じて、平時から機運の維持を図ります。

(3) 実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは、災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまります。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要です。市は、県等が実施する訓練に参加するとともに、それに基づく点検・改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行います。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしています。

市は、政府行動計画及び広島県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、市行動計画の見直しを行います。なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画の見直しを行います。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要があります。国、地方公共団体、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要です。そのため、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備をもとに、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な施策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要です。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化します。

(2) 所要の対応

ア 行動計画等の作成・見直し

市は、市行動計画を作成・変更します。市行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。

《保健福祉部、全庁》

イ 実践的な訓練への参加

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、県が実施する新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練に参加します。また、必要に応じて感染症対策に係る研修を実施します。

《保健福祉部》

ウ 市の体制整備

(ア) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更します。

《保健福祉部、全庁》

- (イ) 市は、県等が実施する研修等を活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行います。

《総務部、保健福祉部》

- (ウ) 市は、県が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部を立ち上げられるよう、体制を整備します。

《保健福祉部、全庁》

エ 関係機関との連携

市は、国、県、他市町及び指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有や連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関との情報交換を通じて、連携体制を構築します。

《保健福祉部、全庁》

オ 県による総合調整

市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、相互に着実な準備を進めます。

《保健福祉部》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、市対策連絡会議を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等の発生時（疑いを含む）の体制整備

- (ア) 県が警戒本部を設置して警戒体制に移行した場合、市は対策連絡会議を設置して、警戒体制に移行します。

《保健福祉部、全庁》

- (イ) 国において政府対策本部が設置され、県が非常体制に移行し、県対策本部が設置された場合は、市は必要に応じて市対策本部に設置することを検討し、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

《保健福祉部、全庁》

- (ウ) 市は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

《企画財政部》

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざします。

(2) 所要の対応

ア 対策の実施体制

- (ア) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施します。

《総務部》

- (イ) 市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

《保健福祉部、企画財政部、全庁》

イ 県による総合調整

市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に協力します。

《保健福祉部、全庁》

ウ 職員の派遣・応援への対応

- (ア) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。

《総務部、保健福祉部》

- (イ) 市域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求めます。

《総務部、保健福祉部》

エ 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態宣言が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。

《全庁》

〈広島県及び三原市の新型インフルエンザ等発生時の体制〉

国の動き		発生の 早期探知 体制整備	疑い例の 情報収集 リスク評価開始	初動対処方針決定	基本的対処方針策定 政府対策本部設置
行動計画		準備期	初動期		対応期
危機管理 体制	県	平時	注意体制	警戒体制	非常体制
		国・JIHS から情報収集 広島県感染症対策連絡会議		警戒本部設置 (本部:健康福祉局長)	対策本部設置(本部長:知事) 全庁体制へ移行 県対処方針策定
	市	広島県感染症・疾病管理セン ター（以下「ひろしま CDC」 という。）から情報収集		対策連絡会議設置 (会長:担当副市長)	対策本部設置（本部長:市長） 全庁体制へ移行 国の基本方針・県対処方針及び市行動 計画に基づき、対策を協議・実施

〈市対策本部の構成〉

本部長	市長
副本部長	保健福祉部担当副市長
本部員	三原市感染症対策本部設置要綱第 3 条に掲げる職にある者

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、市は平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

(2) 所要の対応

ア 平時における市民等への情報提供・共有

(ア) 感染対策等に関する啓発

市等は、平時から、国から提供される感染症に関する基本情報や基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時の行動等について、各種媒体を活用し、市民等に情報提供・共有を行います。

その際、個人の感染対策が社会全体の感染拡大防止にも大きく寄与することを啓発します。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生しやすく、地域における感染拡大の起点となり可能性があります。高齢者施設等は重症化リスクが高い人の集団感染が懸念されます。このため、保健福祉部、こども部及び教育部等が連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。

《保健福祉部、地域政策部、こども部、経済部、教育部》

(イ) 偏見・差別等の防止に関する啓発

市等は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。その際、市は県と連携を図ります。

《保健福祉部、地域政策部、こども部、経済部、生活環境部、教育部》

(ウ) 偽・誤情報に関する啓発

市等は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、更に SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図ります。

《保健福祉部、地域政策部》

イ 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

(ア) 情報提供・共有の体制整備

市は、準備期から、ホームページや SNS 等を活用して、新型インフルエンザ等対策の周知を行います。また、初動期以降、状況に応じて、情報提供・共有を強化します。対象者の属性等によって、活用される情報ツールは異なるため、対象を想定しつつ、適切な方法を選択します。

《保健福祉部、地域政策部》

(イ) 感染症の発生状況等に関する公表項目

新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報提供については、県が公表する情報に基づき、市は当該情報を住民に周知します。

《保健福祉部、地域政策部》

(ウ) 相談体制の整備

市は、有事に速やかに感染症情報の情報提供・共有が図れるよう、コールセンター等の設置をはじめとしたリスクコミュニケーションの在り方等について、検討を行います。

《保健福祉部》

ウ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進めます。感染症情報の共有に当たり、情報の受け取り手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理します。

《保健福祉部》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

《保健福祉部、地域政策部》

イ 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置します。

また、国及び県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、相談センター等の設置等を通じて、**市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに**、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

《保健福祉部、地域政策部》

ウ 偏見・差別等の防止や偽・誤情報への対応

(ア) 偏見・差別等の防止

初動期には、特に市民等の不安が高まることから、偏見・差別等の不適切な行為が生じやすくなります。

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有をします。これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図ります。

《保健福祉部、地域政策部、こども部、経済部、生活環境部、教育部》

(イ) 偽・誤情報への対応

市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図ります。

《保健福祉部、地域政策部》

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

県が提供する新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等について、対策決定のプロセスや理由、実施主体等について市民等に情報提供・共有を行います。

また、市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

《保健福祉部、地域政策部》

ア 双方向のコミュニケーションの実施

(ア) 市は、国の要請を受けて設置したコールセンター等を継続します。

《保健福祉部、全庁》

(イ) 市は、初動期に引き続き、国及び県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の周知、Q&Aの公表、相談センターの運営等を通じて、市民への速やかな情報提供・共有体制を継続します。

《保健福祉部、地域政策部》

(ウ) 感染症対策を円滑に進めるために、一方向の情報提供だけでなく、相談センター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受け取り手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

《保健福祉部、地域政策部、全庁》

イ 偏見・差別等の防止や偽・誤情報への対応

(ア) 偏見・差別等の防止

感染状況やそれに対応した対策が進展していく中で、新たな偏見・差別等の不適切な行為が生じる可能性があります。

このため、市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有をします。併せて、市は偏見・差別等に関する相談窓口設置を継続し、市民等に周知します。これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図ります。

《保健福祉部、地域政策部、こども部、経済部、生活環境部、教育部、全庁》

(イ) 偽・誤情報への対応

市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図ります。

《保健福祉部、地域政策部、全庁》

ウ リスク評価に基づく方針の情報提供・共有

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて次のとおり対応します。

【封じ込めを念頭に対応する時期】

市は、市民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について知見が限られている場合は、その旨を含め、施策判断の根拠を丁寧に説明します。

また、市民の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別は許されず、感染症対策の妨げになることを周知します。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与すること、市が市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。

《保健福祉部、地域政策部、全庁》

【病原体の性状等に応じて対応する時期】

(ア) 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられます。その際、市民等が適切に対応できるよう、市は、その時点で把握している科学的知見等に基

づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行います。

《保健福祉部、地域政策部、全庁》

(イ) 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。

《保健福祉部、地域政策部、こども部、経済部、教育部》

(ウ) 市は、県が示す、地域の感染状況や医療ひっ迫の状況の評価と、必要な対策をあらかじめ市民等と共有することにより、予見性を高め、個人レベルでの先手の感染対策の徹底を促進します。

《保健福祉部、地域政策部、全庁》

【特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期】

市は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、効果的に情報発信するとともに、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。また、順次、広報体制の縮小等を行います。

《保健福祉部、地域政策部》

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要です。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。

このため、市は、特措法に基づいて、県がまん延防止等重点措置や緊急事態阻止が適応した場合は、当該措置を迅速に実施します。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要です。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護します。

このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組みます。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの発症が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。また、学校や高齢者施設等は、基本的な感染対策を実施します。

《保健福祉部、地域政策部、こども部、教育部》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制のキャパシティを超えないようにします。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

(2) 所要の対応

ア 市内でのまん延防止対策の準備

市は、市町行動計画や業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

《保健福祉部、全庁》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護します。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図ります。

(2) 所要の対応

ア 対策の実施に係る参考指標等の共有

国における参考指標や、県が設定する県独自のレベル判断の指標を、市民等と共有します。

《保健福祉部、地域政策部、全庁》

イ まん延防止対策のへの協力

市は、県が決定するまん延防止対策に協力します。

《保健福祉部、全庁》

【患者や濃厚接触者への対応】

県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の対応を行います。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施します。

【患者や濃厚接触者以外の県民等に対する要請等】

(ア) 県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行います。また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間の変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行います。

(イ) 県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励し、必要に応じ、その徹底を要請します。

【事業者や学校等に対する要請】

(ア) 県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行います。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行います。

(イ) 県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査奨励その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請します。

(ウ) 県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命じます。

(エ) 県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表します。

(オ) 県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を奨励し、又は徹底することを協力要請します。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を奨励すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請します。

(カ) 県は、国等からの要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請します。

(キ) 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請します。

(ク) 県は、事業者や各業界におけるガイドラインの活用等、自主的な感染対策を促す取組を進め

ます。

(ケ) 県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行います。また、県は、学校保健安全法（昭和 33（1958）年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請します。

【公共交通機関に対する要請】

国が公共交通機関に対し行う要請に基づき、県においても公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染対策を講ずるよう要請します。

<県によるまん延防止対策の強度に関するイメージ図>

要請等の区分		弱  強			
患者・濃厚接触者以外の者	外出等		・県をまたいだ移動の自粛要請	・要請時間外に営業する場所への出入中止要請	・外出自粛要請
	基本的な感染対策	・基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い・手指消毒、人混み回避等）要請	・感染拡大場面の制限（人との距離確保、大声制限、在宅勤務と時差出勤勧奨等）		
事業者・学校等	休業営業時間変更等			・営業時間変更要請等	・施設使用制限休業要請等
	まん延防止のための措置	・従業員への受検勧奨 ・入場者の整理・誘導 ・有症状者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業所・施設の消毒 ・入場者へマスク着用等周知 ・感染防止措置を講じない者の入場禁止			
	措置命令				・まん延防止等重点措置命令 ・緊急事態措置命令
	措置施設名公表				・措置命令の公表
	その他の事業者	・職場対策の要請 ・重症化・集団化しやすい施設への対策強化要請	・イベント時の感染拡大防止計画策定要請 ・出張の延期等勧告 ・業界ガイドライン遵守要請		
	臨時休業				・学級閉鎖や休校等要請
公共交通機関	基本的な感染対策	・基本的な感染対策要請			

ウ 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

市は、県の考え方を踏まえ、連携しながら必要な対策を行います。

《保健福祉部、全庁》

〈県行動計画⑥-3-(2)-ウ抜粋〉

【封じ込めを念頭に対応する時期】

県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護するため、必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を行います。

このため、県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請の検討を含め、強度の高いまん延防止対策を行います。

【病原体の性状等に応じて対応する時期】

県は、国や JIHS、本県独自に行う、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断します。

病原性 (高)	患者や濃厚接触者等への対応を徹底する。医療の提供に支障が生じる場合はまん延防止等重点措置、緊急事態措置を検討する。	封じ込めの時期と同様、まん延防止等重点措置、緊急事態措置を含め、強度の高い措置を講じる。
	(低)	強度の低い対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養の体制を確保する。医療の提供に支障が生じる場合、更なる効果的・効率的な対策を実施する。
	(低)	(高)
	感染性	

図表 26 病原体の性状に応じた新型インフルエンザ等対策

(ア) 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記【封じ込めを念頭に対応する時期】と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を行います。

(イ) 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードは比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止をめざします。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討します。

(ウ) 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードは速い場合は、県は、基本的には、まん延防止対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、広島県感染症予防計画等に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応します。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、県が当該状況の発生について公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼びかけるとともに、国や他の都道府県への支援要請を検討します。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討します。

(エ) 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合、県は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討します。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を行います。また、子どもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、【事業者や学校等に対する要請】(ケ)に挙げる学級閉鎖や休校等の要請を行います。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討します。

【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

県は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、まん延防止対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施します。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、【病原体の性状等に応じて対応する時期】に挙げる考え方に基づき対策を行います。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を更に勘案しつつ検討を行います。

【特措法によらない基本的な感染症対策への移行期】

県は、国の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を進めます。

エ まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の協力

- (ア) 市は、国において緊急事態宣言が発令された場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置します。また市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、当該市町が実施する当該市町の区域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行います。

《保健福祉部、全庁》

(イ) 市は、県が実施する感染症等重点措置又は緊急事態措置に協力します。

《保健福祉部、全庁》

〈県行動計画⑥-3-(2)-イ抜粋〉

まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施

(ア) 県は、地域の感染状況や医療逼迫状況等に基づきリスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が必要な場合、データを活用する EBPM の考え方に従い、国へ要請します。

(イ) 県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、広島県感染症対策専門員会議において、専門的な知識を有する者等から意見や助言等を聴きます。また、市町は、緊急事態宣言がなされた場合は、市町行動計画に基づき、直ちに、市町対策本部を設置します。市町は、当該市町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、当該市町が実施する当該市町の区域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行います。(健康福祉局)《独自》

(ウ) 県は、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たって、営業時間短縮区域については、協力支援金の給付が煩雑とならないよう、市町単位で設定します。

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。そのため、市は、県や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。新型インフルエンザ等発生時のワクチンの接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

(2) 所要の対応

ア ワクチンの接種に必要な資材の準備

市は、平時から予防接種に必要となる衛生用品、文具等の資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

《保健福祉部》

イ ワクチンの流通に係る体制整備への協力

(ア) 市は、県が整備するワクチン流通体制整備に係る調整に協力します。

《保健福祉部》

(イ) 市は、国が整備する、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市への分配につなげるシステムを適切に利用できるよう、必要な体制整備を進めます。

《保健福祉部、デジタル化戦略監》

ウ 接種体制の構築

(ア) 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討（シミュレーションの実施等）を平時から進めます。

《保健福祉部》

(イ) 特定接種

市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力します。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に従事する地方公務員については、市が実施主体となり、原則として集団接種により接種を行うこととなるため、市は接種

を円滑に実施できるよう、準備期から接種体制の構築を進めます。

《保健福祉部》

(ウ) 住民接種

市は、予防接種法（昭和 23（1948）年法律第 68 号）第 6 条第 3 項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、次のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

○市は、国又は県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。

《保健福祉部》

○市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種を可能にするよう取組を進めます。

《保健福祉部》

○市は、接種を希望する市民が速やかに接種できるよう、地域医師会等の医療関係機関や学校関係者等と協力し、ひろしま CDC 等において蓄積した新型コロナ対応時のノウハウを継承しながら、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種対象者の試算、接種の場所、接種の時期の周知、予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

《保健福祉部》

ウ 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図ります。

《保健福祉部、地域政策部》

エ DX の推進

市は、スマートフォン等への接種勧奨の通知やスマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関による接種記録の入力・費用請求等、マイナンバーカードを活用した国の予防接種事務のデジタル化や標準化の取組に協調します。

《保健福祉部、デジタル化戦略監》

第2節 初動期

(1) 目的

国及び県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげます。

(2) 所要の対応

ア ワクチンの接種に必要な資材

市は、予防接種に必要な衛生用品、文具等の資材について適切に確保します。

《保健福祉部》

イ 接種体制の構築

(ア) 接種体制

市は、適宜県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行います。

《保健福祉部》

(イ) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図ります。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行います。

《保健福祉部》

(ロ) 住民接種

○市は、住民基本台帳や接種記録を管理するシステム基盤を活用して接種予定数を把握し、接種勧奨や予約方法、必要資材の確保に向けた調整を行うとともに、全庁的な実施体制を構築し、地域医師会等の協力を得て必要な人員を確保します。

《保健福祉部・全庁》

○市は、医療機関や公的施設等を活用して接種会場を確保するとともに、接種が困難な者への対応を含め、地域医師会や関係機関と連携して円滑な接種体制を構築し、必要に応じて臨時接種会場の設置及び適切な人員配置を行います。

《保健福祉部》

○市は、接種会場において重篤な副反応が発生した場合に備え、救急処置用品及び医薬品を準備・適切に管理するとともに、地域の医療機関及び消防機関と連携し、迅速な治療及び搬送体制を確保します。

感染性産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に管理・処理します。

《保健福祉部》

第3節 対応期

(1) 目的

国により確保されたワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行います。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

(2) 所要の対応

ア 接種体制

市は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を行います。

新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国及び県の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国及び県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。

《保健福祉部》

(ア) 特定接種

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員を対象に、原則、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

《保健福祉部、全庁》

(イ) 住民接種

○予防接種の準備

市は、国及び県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を行います。

《保健福祉部、全庁》

○予防接種体制の構築

市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

《保健福祉部》

○接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。

《保健福祉部、地域政策部》

○接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的な施設を活用する等、接種会場の確保と増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、庁内関係部や医師会等の医療関係機関と連携し、巡回接種の実施等により接種体制を確保します。

《保健福祉部、全庁》

○接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

《保健福祉部、全庁》

イ ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

(ア) 市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有を行います。

《保健福祉部、地域政策部、全庁》

(イ) 市は、予防接種の実施により健康被害が生じた者が速やかに救済を受けられるよう、制度の周知を徹底します。

《保健福祉部》

ウ 情報提供・共有

(ア) 市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関と共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行います。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行います。

《保健福祉部》

(イ) 市は、本市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行います。

《保健福祉部、地域政策部》

第5章 保健

市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等を踏まえ、県の方針に沿った対策を実施します。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。また、平時から県との連携体制を整備し、発生時には保健所等の疫学調査に協力します。発生時の業務負荷増に備え、情報収集体制や人員体制の整備、ICT活用による効率化を進め、県と連携して地域における新型インフルエンザ等対策を推進します。

第1節 準備期

(1) 目的

市は、感染症有事に保健所等の役割分担や業務量急増に対応するため、連携・応援体制を整備します。また、県が有する感染症に関する情報を関係機関や市民と積極的に共有し、共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行います。

(2) 所要の対応

ア 人材の確保

市は、所属する保健師等を保健所業務の応援職員として派遣できるよう、必要な取組を推進します。

《保健福祉部、総務部》

イ 保健所業務遂行のための協力

市は保健所が業務を遂行できるよう、保健所と協議し、協力について検討します。業務内容は、自宅療養者の健康観察等を想定します。

《保健福祉部》

〈県行動計画⑪-1-(2)-(イ)抜粋〉感染症危機発生時の保健所業務の効率化

業務	効率化の方法
相談センター業務	外部委託
検体搬送	
自宅・宿泊療養者の健康観察	
患者移送	
自宅療養者の健康観察	市町の協力
食料等生活物資の提供	
健康観察・疫学調査結果の活用	デジタル化
感染症発生届の受理	

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に対応期に向けた準備を進めることが重要です。

この時期は、広島県感染症予防計画等並びに保健所及び保健環境センター等が定める健康危機対処計画等に基づき、県等、保健所及び保健環境センター等が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できる動きがあることを、市は把握し、対応の準備を検討します。

(2) 所要の対応

ア 有事体制への移行準備

市は、県が応援派遣を要請する場合に備えるため、人員の確保に向けた準備を進めます。

《保健福祉部、総務部》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時において、市は保健所と連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護します。

(2) 所要の対応

ア 主な対応業務の実施

市は、県から当該患者や濃厚接触者に関する情報等の共有を受けた場合は、県が実施する食事の提供など日常生活に必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。また、県が実施する健康観察に協力します。

《保健福祉部、全庁》

イ 感染状況に応じた取組

【流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで）】

市は、県から応援派遣要請があった場合は、協力します。

《保健福祉部、全庁》

【流行初期以降（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降）】

(ア) 引き続き、市は、県から応援派遣要請があった場合は、協力します。

《保健福祉部、全庁》

(イ) 市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整理した役割分担（自宅療養者の健康観察、食料等生活物資の提供）に基づき、関係機関と連携して行います。

《保健福祉部、全庁》

【特措法によらない基本的な感染対策への移行期】

市は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点について、県等と連携し、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。

《保健福祉部、地域政策部》

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要です。

市は、平時から国及び県の方針に基づき、個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進めます。

第1節 準備期 及び 第2節 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものです。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにします。

(2) 所要の対応

ア 感染症対策物資等の備蓄等

- (ア) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

《保健福祉部、危機管理監》

- (イ) 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。

《消防本部》

第3節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。そのため、市は、初動期に引き続き県と連携して有事に必要な感染症対策物資等を確保します。

(2) 所要の対応

ア 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認します。

《保健福祉部、危機管理監、全庁》

第7章 市民生活・市民経済

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨します。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行います。

新型インフルエンザ等の発生時に、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や市民等は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努めます。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

このため、市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行います。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備します。

(2) 所要の対応

ア 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

《保健福祉部、全庁》

イ 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くよう留意します。

《保健福祉部、地域政策部、デジタル化戦略監》

ウ 物資及び資材の備蓄等

(ア) 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

《保健福祉部、危機管理監》

- (イ) 市は、事業者や市民に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

《保健福祉部》

エ 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討します。

《保健福祉部》

オ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設、遺体の搬送及び火葬に関する物資の確保等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

《生活環境部》

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

ア 事業継続に向けた準備等の要請への協力

市は、職場における事業継続に向けた準備等に係る県の要請について、協力します。
《総務部、経済部》

〈県行動計画⑬-2-(2)-ア抜粋〉

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。

イ 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、国からの要請を県を通じて受けた場合は、一時的に遺体を安置できる施設、遺体の搬送及び火葬に関する物資の確保等の確保ができるよう準備を行います。

《生活環境部》

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応をもとに、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努めます。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

ア 市民生活の安定の確保を対象とした対応

(ア) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を行います。

《保健福祉部、こども部、教育部》

(イ) 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

《保健福祉部、全庁》

(ウ) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。

《教育部》

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48（1973）年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48（1973）年法律第 121 号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を行います。

市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

《経済部、地域政策部》

(オ) 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期の対応を継続して行い、必要に応じて、可能な限り火葬炉を稼働させ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

《生活環境部、全庁》

イ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(ア) 事業者に対する支援

市は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に行います。

《経済部》

(イ) 市民生活及び社会経済の安定に関する連携

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給する広島県水道広域連合企業団と連携します。

《総務部（水道企業団）》

用語集

用 語	内 容
CDC	疾病管理センター（Centers for Disease Control and Prevention 等の略）。県行動計画においては、広島県感染症・疾病管理センター（ひろしま CDC）をさす。 行政としての「判断機能」、保健環境センターの「検査機能」、外部専門家を登用した「分析機能」を有する全国初の都道府県型 CDC として平成 25（2013）年に設置された。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）
JIHS	国立健康危機管理研究機構 国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針 特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画

用 語	内 容
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
抗原性	ウイルス等の病原体が持つ、宿主の免疫系に認識される性質。新型インフルエンザは毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。
コールセンター	新型インフルエンザ等の発生時に、市民や事業者等からの問い合わせに対応するとともに、寄せられた質問事項等から市民の関心事項を整理し、Q&A 等に反映するための電話相談窓口
呼吸器感染症	主に気道（鼻・のど・気管・肺等）に感染し、呼吸器症状（発熱・咳・呼吸困難等）を主症状とする感染症の総称。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
再興型	感染症法第 6 条第 7 項第 2 号及び第 4 号に規定する再興型インフルエンザ及び再興型コロナウイルス感染症。かつて流行したが、その後発生がなくなっていた感染症が再び国内外で発生したもので、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

用 語	内 容
指定伝染病	感染症法（平成 10 年法律第 114 号）制定以前の旧伝染病予防法（明治 30 年法律第 36 号）において規定されていた感染症の区分。現行の感染症法においては「指定感染症」等に再編されており、本行動計画においては現行の感染症法の規定に基づく分類が適用される。
重症急性呼吸器症候群（SARS）	コロナウイルスの一種（SARS コロナウイルス）を病原体とする重篤な呼吸器感染症。2002 年から 2003 年にかけて中国広東省を起源として世界的に感染が拡大した。新興感染症の代表例として、新型インフルエンザ等対策の必要性を示す事例として位置付けられている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
宿主	病原体（ウイルス・細菌等）が寄生・増殖する生物（ヒト・動物等）のこと。
情報分析センター	対応期において、県が保健所や保健環境センター、保健所設置市等とも連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握するために立ち上げる組織。情報整理・疫学分析・患者数に関するシミュレーション・リスク評価・患者データの適切な管理等を行う。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
人獣共通感染症	動物とヒトの双方に感染する感染症

用 語	内 容
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資
政府行動計画	特措法第6条の規定に基づき国が策定する「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」のこと。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第15条第1項に基づき設置する本部は、政府対策本部という。県が特措法第22条第1項に基づき設置する本部は、県対策本部という。市町村が、特措法第34条第1項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、市町村対策本部という。
地方衛生研究所	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

用 語	内 容
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
発生届	感染症法第 12 条等の規定に基づき、医師が新型インフルエンザ等の患者を診断した場合に、保健所に届け出るもの。感染症サーベイランスシステムを通じてオンラインで入力される。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
パンデミック	新型インフルエンザ等が世界的な大流行を引き起こすこと。
フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。
保健環境センター	県行動計画においては、広島県保健環境センター、広島市衛生研究所、呉市保健所、福山市保健所の検査部門のこと。
保健所設置市	地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市であり、広島県においては広島市・呉市・福山市が該当する。
まん延防止等重点措置	新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 条第 3 号に規定する措置であり、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において集中的なまん延防止対策が必要と認められた場合に、国の公示に基づき、都道府県が当該区域で実施する措置をいう。
水際対策	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
メディアミーティング	まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の対策を実施するに当たり、措置に至る県の考え方や施策判断の根拠について、あらかじめ報道機関との認識共有を図るために実施する会議
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
宿主	病原体（ウイルス・細菌等）が寄生・増殖する生物（ヒト・動物等）のこと。

用 語	内 容
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
要配慮者	感染症危機において特に配慮が必要な者。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語能力が十分でない外国人等、感染症対策の影響を特に受けやすい者が含まれる。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
リテラシー	感染症に関する情報を正しく読み解き、適切に判断・行動するための知識・能力
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

(資料) 三原市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の過程

平成 21 年 4 月	メキシコ 新型インフルエンザ (A/H1N1) 発生
平成 21 年 5 月	三原市感染症マニュアル 改訂
平成 22 年 3 月	三原市新型インフルエンザ対策行動計画及び業務継続計画 作成
平成 24 年 4 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行
平成 25 年 3 月	三原市新型インフルエンザ等対策本部条例 制定 (特措法の制定をうけ)
平成 26 年 3 月	三原市新型インフルエンザ等対策行動計画 策定 (特措法第 8 条)
令和 2 年	新型コロナウイルス感染症 流行
令和 5 年	三原市感染症マニュアル 改訂
令和 6 年 7 月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画 改定
令和 7 年 3 月	広島県新型インフルエンザ等対策行動計画 改定
令和 8 年 7 月	三原市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定